

新

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱

第1条～第8条 略

第9条

補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、あらかじめ別記第11号様式による繰越承認申請書を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

第10条

交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合、補助金の交付を受けようとする者は、別記第12号様式により知事の承認を受けなければならない。ただし、中山間地域の活性化のための伝統的な祭り行事・民俗芸能保存活動の支援事業の国庫補助事業分について、文化庁の採択を受けた後に着手する場合は、この限りでない。

第11条 略

第12条 略

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 本要綱の施行の際現に高知県教育委員会に対してされている改正前の本要綱に基づく申請は、知事に対してされた申請とみなす。

この要綱は、令和5年4月11日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助

旧

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱

第1条～第8条 略

第9条

交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合、補助金の交付を受けようとする者は、別記第11号様式により知事の承認を受けなければならない。ただし、中山間地域の活性化のための伝統的な祭り行事・民俗芸能保存活動の支援事業の国庫補助事業分について、文化庁の採択を受けた後に着手する場合は、この限りでない。

第10条 略

第11条 略

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 本要綱の施行の際現に高知県教育委員会に対してされている改正前の本要綱に基づく申請は、知事に対してされた申請とみなす。

この要綱は、令和5年4月11日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

金については、第6条第6号から第10号、第8条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。